

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成23年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置											
一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成19年度)に対して、7%削減する。	(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	一般管理費の削減状況	計画どおり	—	—	計画を下回る	(単位:千円) 計画額 予算額 決算額 [H19] 44,233 44,233 44,195 [H20] 44,037 44,036 42,615 [H21] 43,843 43,690 42,555 [H22] 43,650 43,498 38,922 [H23] 43,458 — — [H24] — — — 23年度予算額は、中期目標に基づき、前年度に対して192千円の効率化を図り、中期目標における一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減目標の達成に向けて計画どおりに削減を図っている。なお、決算額についても、予算の範囲内において実施している。 [業務実績報告書18頁、財務諸表参照]	A	A	A	
		事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				・事務局・事務所会議の他、毎月、役員を含めた会議を開催し、緊密な意思の疎通、情報共有等を図り、計画的、効率的な事務の遂行に努めた。 ・各種マニュアルの有効活用、LANシステムによるグループウェアの効率的な活用による文書の共有化により、文書作成作業の軽減、作業時間の短縮化、用紙の節約、迅速な情報提供に効果を挙げた。 [業務実績報告書20～21頁参照]	A	A		
業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	業務経費の効率化状況	計画どおり	—	—	計画を下回る	【一般業務勘定】 一般業務勘定における23年度北方対策事業費は、22年度予算額477,981千円(一時経費除く)から1%(4,780千円)の効率化、見直し及び査定による減額(21,775千円)があり、これに新規予算(711,264千円)を加え1,162,690千円となった。なお、決算額についても予算の範囲内で実施している。 【貸付業務勘定】 貸付業務勘定における23年度貸付業務関係経費は、22年度予算額36,161千円(借入金利息を除く)から一般業務勘定と同様に効率化を図り、35,132千円(同)となった。なお、決算額についても予算の範囲内で実施している。 [財務諸表参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		評価項目に記載された各種支援事業における経費の節約を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<ul style="list-style-type: none"> ・事務局経費として、役職員が出張する際、適用除外期間や緊急、日程変更の生じるおそれのある場合などを除き、原則としてパッケージツアーや割引航空券等を使用することで、効率的な経費の使用に努めている。 ・県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約の協力を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材については、協会で一括作成し、提供するなど経費削減と効率化を図った。 [業務実績報告書22～24頁参照]	A	A		
「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ・平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。 	給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組み、その検証結果及び取組状況を公表する。	国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その結果及び取組状況を公表したか。	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規程の改正を適宜行なっているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100とした場合、当法人は100.1であり、国家公務員の給与とほぼ同水準のラスパイレ指数である。ただし、当協会の比較対象職員が東京都台東区及び札幌市に在勤していることから、東京都特別区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレ指数を見ると95.0であり、地域及び学歴を勘案したラスパイレ指数では92.0となっており、国家公務員より低い水準となっている。なお、この状況を協会ホームページで公表した。 また、諸手当については、国と同様の基準に基づいた規程により支給することとしており、福利厚生費についても、規定に基づいた役員宿舍の事業者負担分や予防健診などの業務上必要と認められる範囲においてのみ支出している。 [業務実績報告書24頁参照]	A	A	A				

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)による。「随意契約見直し計画」(平成19年12月)を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>・契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとする。 一般競争入札等の実施においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置された「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを更に徹底して行う。 なお、「1者応札・1者応募」に対しては、公告期間の十分な確保、参加資格の要件緩和などを内容とする「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月)に基づいて、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。</p>	<p>随意契約等見直し計画(平成22年3月)に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行っているか。</p>	実施	—	—	未実施	<p>「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行っている。見直しの対象となった契約の23年度の状況については以下のとおり。 【競争性のない随意契約】 複数年契約も含め見直し対象となった契約3件のうち、2件については改善しており、財務省通知により随意契約が認められている「財務諸表の官報公告」1件については、引き続き随意契約を行った。 【一者応札・一者応募】 見直しの対象となった契約6件のうち、5件については改善されたが、1件については、「一者応札、一者応募に係る改善方策」に従い改善へ向け努力したが、結果として引き続き一者応札となった。なお、一者応札となった契約については、入札終了後において、参加を辞退した事業者へのヒアリングを実施し、仕様書等の問題点などを検討したが、特に資料の不備・不足等の指摘はなく、人材の確保や利益の確保の観点から辞退したとの意見が大勢であった。今後も同種事業の調達の際には、引き続き十分な入札期間の確保や、新規参加者を考慮した仕様書の見直しなどを図っていくよう努めることとした。 [業務実績報24～25頁参照]</p>	A	A	A	
		<p>随意契約によることができる場合の要件を明確に定めているか。</p>	<p>法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>				<p>会計規程及び契約事務取扱細則において、随意契約によることのできる場合の要件として、国と同様の基準を定めている。 [業務実績報告書25頁参照]</p>	A	A		
		<p>一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか。</p>	設定	—	—	未設定	<p>契約事務取扱細則において、公告期間・公告方法等について定めており、公告期間については、国と同様の基準としている。 [業務実績報告書25頁参照]</p>	A	A		
		<p>指名競争入札限度額を国と同様の基準としているか。</p>	国と同様	—	—	国と同様ではない	<p>契約事務取扱細則において、国と同様の基準を定めている。 [業務実績報告書25頁参照]</p>	A	A		
		<p>予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同様の基準としているか。</p>	<p>法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>				<p>契約事務取扱細則において、予定価格の作成・省略に関し国と同様の基準を定めている。 [業務実績報告書25頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		総合評価方式や複数年契約等契約方法に関する規定について、会計規程等において明確に定めているか。	設定	—	—	未設定	契約事務取扱細則において、総合評価落札方式、及び複数年契約(長期継続契約)に関する規定を定めている。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか。	整備	—	—	未整備	総合評価落札方式及び企画競争に関しては、取扱要領を整備している。また、公募については、調達の都度、要領を定め実施している。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		審査体制は適切に整備されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				随意契約審査委員会、総合評価審査会、外部有識者等で構成される契約監視委員会を設置する等、審査体制を整備している。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		執行及び審査については、それぞれの役割に応じた事務を適切に実施しているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				受託事業者を監督・審査する各事業担当と、支出を行う会計担当が、事務処理の各段階において相互にチェックを行うことで、契約事務の適切な実施を行っている。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		事務の実施状況について継続的に検証を行っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				また、これらの処理方法・内容について、監事及び会計監査人から定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行っている。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				監事及び会計監査人による定期的な監査などの結果について、理事長に対して報告を行うなど、審査体制の実効性の確保を図るよう努めている。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				監事監査において、入札や契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からチェックを受けた。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。	・内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見の聴取内容や、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアンスの徹底を図る。	コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				「コンプライアンス規程」をはじめとする各種規程を整備し、その他関係法令及び内部規程と合わせて、日々の業務において法令遵守を徹底するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行った。 [業務実績報告書21～22頁参照]	A	A	A	
		財務諸表監査の枠内において、会計監査人からの意見を聴取し、必要な対応を検討したか。	同上	財務諸表監査においては、監事及び会計監査人からの意見の聴取を行い、コンプライアンス・内部統制の遵守に取り組んだ。 [業務実績報告書25頁参照]				A	A		
		理事長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。	同上	常勤職員17名と小規模な組織であるので、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起している。また、定例の事務局会議や幹部会議などを通じて、常日頃より理事長が組織運営方針等を役職員に伝えるなど、その周知と理解に努めることで、常に理事長がリーダーシップを発揮できる環境づくりに努めている。 [業務実績報告書21～22頁参照]				A	A		
		理事長は、協会のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。	同上	ミッションは法令に明確に定められているので、意思決定に迷いが生じた時には、役職員とも常に法令を読み返すよう指導することにより、法人ミッションの周知徹底に努めている。 [業務実績報告書21～22頁参照]				A	A		
		理事長は、協会のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	同上	協会が抱える最大のリスクは、国内的には北方領土問題に関する政府の基本方針が転換されて、期中において中期目標の大幅な変更を余儀なくされること、また、対外的には北方四島を不法占拠しているロシア側の対日政策の変更により、中期目標の達成が困難となる事態が生じることである。そのため内的、外的な環境変化に細心の注意を払い、主務府省や関係官庁と密接に連絡を取りながら適切に対処することとしている。 また、自然災害等に関するリスクへの対応については、事業参加者や職員の安全を第一に確保するとともに、国民生活に必要な最低限の業務を優先的に実施することとしている。なお、四島交流事業では四島の特殊性を考慮し、別途「危機管理マニュアル」により対応することとしている。 [業務実績報告書21～22頁参照]				A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		理事長は、協会の内部統制の現状を適切に把握しているか。 また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	同上				理事長は、コンプライアンス規程に基づき、内部統制の現状について、定期的に報告を受けている。また、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、協会のコンプライアンスの状況などについて意見を伺い、現状の適正把握に努めているとの評価をいただいている。 [業務実績報告書21～22頁参照]	A	A		
		理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				5年ごとの中期計画と、毎年設定する年度計画をブレークダウンした各部署単位のアクションプランを詳細に設定している。 [業務実績報告書21～22頁参照]	A	A		
		アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行いその結果を次期アクションプラン及び予算等へ反映しているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				モニタリングについては、業務全般について総務担当が、会計業務について会計担当が実施している。また、1つのアクションプラン終了ごとに結果を報告させ、その結果を次年度のアクションプランの実施等に反映すべく努めている。 [業務実績報告書21～22頁参照]	A	A		
		監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、理事長及び関係役員に対する報告をしているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				監事監査の際に検証を行い、理事長を始めとする役員は監事より監査結果の報告を受けている。また、改善の必要があった場合には、早期改善に努めている。 [業務実績報告書21～22頁参照]	A	A		
財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。	決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、決算情報並びに一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報の公表を官報だけでなく協会ホームページでも行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めている。	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考					
			A	B	C	D			指標	項目						
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置																
(1) 国民世論の啓発																
<p>① 北方領土返還要求運動の推進 幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況(派遣講師等を通じて把握)等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。</p>	<p>(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 (ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>また、これらの事業の実施による効果を、事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努めるとともに、啓発事業の効果を把握するための指標についても引き続き検討する。</p> <p>(イ) 北方領土返還要求全国大会 (2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)</p> <p>(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等</p> <p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図っているか。</p>	<p>法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>				<p>内閣府と共同で全国各都市における地方メディアと連携した広報啓発を展開する全国キャンペーンを実施した他、青少年の興味関心を増大させる取り組みとして全国規模のスピーチコンテストを開催するなど、次代を担う若い世代をターゲットとした重点化を図った。</p> <p>また、低コストで広く国民の理解と関心の向上を図るため、協会ホームページのリニューアルを実施し、アニメーションやCGを用いて分かりやすく北方領土問題を解説する動画を配信するなどし、インターネットを活用した事業の推進を図った。</p>	A	A	A						
							<p>支援事業の合計回数</p>	100以上	90~99	80~89		79未満	<p>[支援実績] 県民大会 35回 21,413千円 研修会・講演会 15回 2,746千円 キャラバン・署名活動等 43回 11,100千円 パネル展 39回 3,260千円 北連協等が行う啓発事業 11回 16,424千円 合計 143回 54,943千円 ※キャラバン・署名活動等には、各県民会議の協力により実施した8月、2月の懸垂幕掲出事業の回数が、それぞれ1回の実績として含まれる。 [業務実績報告書26~44頁参照]</p>	A	A	
							<p>助成の支援条件は妥当か。</p>	<p>法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>				<p>[支援条件] 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという政府の北方領土問題への基本的立場に合致していること。 [支援対象] 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 [業務実績報告書44頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		助成の審査は厳格に行われたか。	同上				事業支援については、費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が、支援条件に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。なお、予定額を超える支援申請があった場合には、増額の理由及び単年度的なものか、継続するものかどうかを聴取することとしており、また新規の支援要請があった場合には、その必要性、効果等を詳細に聴取し、検討することとしている。 〔業務実績報告書44頁参照〕	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		啓発事業の効果について、各事業実施団体から、具体的な指標を明示した報告を受けたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				支援を行った事業については、事業終了後に各実施団体より、参加人数、参加者の反応状況、事業における新たな取組状況などを記載する事業実施報告書の提出を受けており、全国の県民大会や講演会研修会には約10,000人の参加者があり、県民会議の収集した署名数は430,000件に上るなど、返還運動の推進に寄与している。 [業務実績報告書26～44頁参照]	A	A		
		事業の効果把握するための指標の具体的な検討状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				事業の効果把握するための新たなツールとして、専門事業者の意見を受けながら、一部の都道府県で実施した県民大会において参加者への統一したアンケートを試験的に実施し、効果把握について検討を進めた。今回のアンケート結果を踏まえ、24年度以降も段階的にアンケート実施事業を拡大し、適切な効果の把握に努めることとした。 [業務実績報告書26、31頁参照]	A	A		
	(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	講師派遣実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	県民会議等の開催する県民大会、研修会等の要請に応じて実施する講師派遣を23年度46回の計画に対し、46回の講師派遣を行った。 [業務実績報告書44頁参照]	A	A	A	
	(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	推進委員の配置人数は適当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				協会と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置している。 [業務実績報告書45頁参照]	A	A	A	
		各機関の連携は緊密に行われたか。	同上				協会から、毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情勢に関する情報を提供するとともに、年度当初に開催する推進委員全国会議において活動事例を報告するなどして情報の共有化を図り、各機関の緊密な連携を取り、地域における返還要求運動を効果的、効率的に実施できた。 なお、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各都道府県の活動状況等を把握している。 [業務実績報告書45頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		推進委員制度を活用し情報共有をした効果がみられるか。	同上				各推進委員の取組みにより、国民世論の啓発に関しては、協会、県民会議、都道府県が一体となって、全国で100回を超える各種事業を毎年滞りなく実施出来ており、また新たに教育者会議が2県に設置されるなど、地域における返還運動の更なる発展に寄与している。また、四島交流事業でも、訪問団員の取りまとめや、受入事業をスムーズに実施するための土台作りを行うなど、協会の事業を円滑に実施できるよう活動している。 [業務実績報告書45頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(工) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック) ○ 北連協代表者会議	各会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	情報の共有化や連携強化を進め、事業の推進を図るため、年度計画で予定した県民会議等の事業の計画、課題等を協議する会議を予定通りすべて開催した。 [業務実績報告書45～50頁参照]	A	A	A	
		会議の目的を達成することができたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[都道府県推進委員全国会議] 会議の実施により、事業計画の周知が図られ、県民会議の事業計画との役割分担が明確になった。また、事業実施に当たっての問題点をお互い共有することが出来たことは、事業の円滑実施と効果的・効率的に推進する上で有益であった。 [都道府県民会議代表者全国会議] 会議の実施により、政府、協会の下半期、特に2月の強調月間での事業遂行に当たっての方針を確認することが出来た。 [ブロック幹事県担当者会議] 会議の実施により、協会の事業計画等を各県ブロックの幹事である担当県民会議へ周知させることができると共に、各ブロック内県民会議の問題点を共有することが出来た。 [県民会議ブロック会議(6ブロック)] 会議の実施により、ブロック内の各県民会議事業の周知が図られ、問題点を共有することが出来るなど県民会議間の連携が強化された。 [北連協代表者会議] 返還運動を推進する民間団体により構成される北連協代表者会議に参加し、返還運動を推進するための連携の強化を図った。 [業務実績報告書45～50頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 (i) 標語募集 (ii) 啓発カレンダーの作成 (iii) 啓発懸垂幕の掲出 (iv) その他啓発効果の高い掲示物の設置等	標語募集事業の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[標語・キャッチコピー募集] 協会ホームページ、公募専門誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、3,783件(昨年度4,230件)の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞4名、佳作5名の入賞者を決定した。 [業務実績報告書50～51頁参照]	A	A	A	
啓発カレンダー作成事業の実施状況		同上	[ポスターカレンダーの作成] 一般競争(総合評価落札方式)を行い17点の提案がなされ、その中の1点を採用し、作成した。なお、当ポスターカレンダーは、県民会議等の配布先で有効に活用されている。 [業務実績報告書51頁参照]				A	A			
啓発懸垂幕の掲出事業の実施状況		同上	[啓発懸垂幕の掲出] 2月、8月の「北方領土返還運動全国強調月間」期間中に、全国の県民会議において掲出した。 [業務実績報告書36～37頁参照]				A	A			
その他啓発効果の高い掲示物の設置等事業の実施状況		同上	[啓発広告塔の維持管理] 全国主要都市に設置している啓発広告塔の維持管理を行った。 今後も、広告塔の維持管理を行うが、効果が低く、老朽化に伴い危険があると判断されるものは県民会議と相談の上、撤去することとしており、今年度は効果の薄い2か所の広告塔を撤去し、効果が高い1か所を老朽化対策のため改修した。 また、効果の高い掲示物として、電光掲示板を1か所設置するとともに、全国主要都市(17か所)の街頭ビジョンと羽田空港内ビジョンにて啓発映像を放映した。 [業務実績報告書51頁参照]				A	A			
	(カ) 北方領土問題に関する昨今の情勢に鑑み、国民世論の一層の啓発を図る必要があることを踏まえ、国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるため、内閣府と共同で、「北方領土返還要求全国キャンペーン」を実施する。	「北方領土返還要求全国キャンペーン」は予定通り実施されたか。	実施	—	—	未実施	[ナルホド! 学べる日本とロシア]と題して、全国43都市(東日本大震災の被災地4件を除く)にて、北方領土返還要求全国キャンペーンを内閣府と共同で実施した。 [業務実績報告書55～56頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		「北方領土返還要求全国キャンペーン」は国民世論の一層の啓発に効果的であったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>キャンペーンは、主要7都市と、その他の36都市に分けたイベントを実施した。</p> <p>主要7都市では、参加型のクイズイベントを実施し、イベントの開催に当たってはテレビスポット・ポスター・新聞広告を実施した。併せて、開催後にはテレビ番組を放映するとともに、新聞紙面で全面(15段)広告を掲載した。</p> <p>その他の36都市では、ショッピングモール等の集客性の高い場所で、クイズを取り入れた参加型のパネル展やステージイベントを実施した。開催前には新聞紙面で事前広報を掲載するとともに、事後にも全面(15段)広告の掲載を行った。</p> <p>イベント参加者は、家族連れや10代・20代が多く見られ、どちらのイベントも、熱心にパネルを見るなどして、積極的にクイズに参加し、興味・関心を示しており、国民世論の一層の啓発に効果的であった。</p> <p>[業務実績報告書55～56頁参照]</p>	A	A		
		イベントの参加者数	同上				<p>全国約20,000人に参加者があり、特に30代までの若い世代の参加者が全体の半数となっていた。</p> <p>[業務実績報告書55～56頁参照]</p>	A	A		
		参加者アンケートの結果 (北方領土問題に関心を持ったとする回答の割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	<p>「北方領土問題についてどのように感じましたか」という問いに対して、「きちんと考えたいことだと思った」、「課題の内容が分かった」、「まだよくわからない」として、理解を深めた、もしくはより詳しく知りたいと北方領土問題に関心をもった参加者は全体の95.1%であった。</p> <p>[業務実績報告書55～56頁参照]</p>	A	A		
		県民会議等の反応状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>県民会議からの聞き取り調査、もしくはアンケート調査によると、主要7都市では全ての都市で好意的な意見が上がり、その他36都市でも「良かった」、「やや良かった」とする意見が7割となっており、各県民会議は概ね好意的な意見であった。また、「良くない」、「あまり良くなかった」という意見があった都市でも、準備期間や連絡調整の不足など運営面での意見が多く、イベントの趣旨や内容に対して否定的な意見はほとんど見られなかった。</p> <p>[業務実績報告書55～56頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>「北方領土を目で見える運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。</p>	<p>(カ) 根室地域の啓発施設のうち、北方館(根室市)及び別海北方展望塔(別海町)の両施設については、施設の維持及びバリアフリー等の観点から必要な整備を行う。また、根室管内に設置されている啓発施設について、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設定等の整備を行う。また、羅臼国後展望塔(羅臼町)を含めた3つの啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。</p>	意見箱の意見結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	89.1%(304件) ()内は、有効回答数 〔業務実績報告書56～59頁参照〕	A	A	A	
		北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				北方領土の視察に訪れる方々に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、関係資料を展示する啓発施設を保有し、北方領土を目で見える運動を推進している。来館者からは「北方領土問題の発生について理解できた」、「忘れてはならない問題であり、返還されるまで頑張ってください、私も何ができるかを考えたい」といった意見が聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用されている。 〔業務実績報告書56～59頁参照〕	A	A		
		来館者からの具体的な改善要望の把握状況	同上				これまでの充実策により、来館者の満足度は全体としては高かったが、パンフレットの設置やエレベーターの設置、展示資料の充実などの要望があった。 〔業務実績報告書56～59頁参照〕	A	A		
		改善要望に対する対応状況	同上				要望事項としてあったパンフレットの設置やエレベーターの設置、トイレにエアタオルを設置、署名コーナーへの老眼鏡の設置など一部の要望については今年度中に対応したが、その他の要望事項については、予算や管理者等の意見を踏まえ、各施設の充実について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。 〔業務実績報告書56～59頁参照〕	A	A		
<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青</p>	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下</p>	各種研修事業の実施	計画どおり	—	—	計画を下回る	北方領土問題に対する理解と関心を深めてもらうため、年度計画に予定した青少年及び教育関係者を対象とした左記事業を予定通り開催した。 〔業務実績報告書59～65頁参照〕	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。	<p>の事業を実施する。</p> <p>従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する意見等を踏まえ、参加者同士が意見交換をする時間の拡充など内容の充実に努める。</p> <p>各事業の参加者に対しては、アンケート又は報告書を提出させ、各事業に対する意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。</p> <p>○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世等/7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 	各種研修の内容・方法は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>根室市での研修では、北方領土を身近に感じてもらうべく、納沙布岬からの視察や元島民の講話、訪問事業参加者からの報告などのプログラムとし、地元での報告会や教育者会議で活かせるような内容としており、研修参加者は地域や学校での活動で中心的な役割を果たしている。</p> <p>北方少年交流事業では、関東・甲信越ブロック事業に参加することで、お互いの意識を高めることができ、地域の活動の活性化に役立っている。</p> <p>学生研究会は、学生に主体性を持たせることで、返還要求運動への意識を高めさせることができ、後継者育成の観点から非常に効果的であった。</p>	A	A		
	<p>○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市)</p> <p>○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市)</p> <p>○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回)</p> <p>○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト</p> <p>○ 副教材ソフトの作成</p> <p>○ デジタルライブラリーの構築に向けた元島民に対するインタビュー映像の作成をはじめとした各種コンテンツの作成(内閣府と共同実施)</p>						前年度事業への意見等を踏まえた改善・プログラム充実が図られたか。	同上			

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		事業の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケート又は報告書の提出を受けたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>アンケート結果は、次年度以降のプログラム策定の際の参考とするため、協会で集約し、整理・保存している。</p> <p>なお、アンケートの結果は事業全体としては概ね良好な回答を得ているが、個別のプログラムに対する設問や自由記述欄を設けるなどして、より参加者の要望を詳細に把握できるようなアンケートを実施しており、要望事項については、その内容を検討のうえ、新たなプログラムに取り入れるなど、事業充実のため有効活用している。</p> <p>事業の参加者から提出された報告書及び感想文は、参加者の北方領土問題への理解や関心を把握するために非常に有意義なものであり、事業を評価する意見は他の事業への活用を図るとともに、事業に対する要望などは、次年度の事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効活用している。</p> <p>[業務実績報告書59～65頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		各種研修のアンケートの結果	有意義だったとの回答割合								
		○教育指導者現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	100%(64名) ()内は、有効回答数	A	A		
		○青少年現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	100%(57名(引率者含む)) ()内は、有効回答数	A	A		
		○北方領土ゼミナール	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	95.1%(41名) ()内は、有効回答数	A	A		
		スピーチコンテスト、副教材ソフト、啓発映像制作の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>○北方領土問題に関するスピーチコンテスト 青少年を中心として全国的に北方領土返還要求運動を盛り上げるために、今年度より全国の中学生を対象としたスピーチコンテストを開催し、全国から3,969件の応募があり、事業の目的を十分達成できた。なお、都内で開催した最終選考会の結果、内閣府特命担当大臣賞1名をはじめ10名を表彰した。</p> <p>○北方領土学習教材集の作成 教育現場における北方領土教育を教職員が容易かつ効果的に実施できるように、教育指導者や有識者で構成する検討委員会を開催し、専門家の意見を踏まえながら初心者向けの中学校社会科教員のための北方領土学習教材集を作成した。なお、同教材集は、幅広く活用できるよう協会ホームページ上で公開し、情報の提供を行う</p> <p>○啓発映像等の制作 北方領土問題を啓発する映像として、元島民によるインタビュー(44名)、北方領土問題の解説や北方四島交流事業の紹介などの啓発動画(長編5作、短編4作)、CGを用いて北方領土を再現した短編動画などを作成した。なお、これらの動画は協会ホームページにて公開している。</p> <p>また、内閣府が制作した北方領土デジタルライブラリーに掲載するための各種資料や写真をデジタル化するなどした。これらの資料は、啓発動画を含め、同ライブラリーに順次掲載されることとなっている。 [業務実績報告書65～67頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資料の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。	教育者会議の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議の設立について、各県民会議のイニシアティブで、教育の特殊性に配慮しながら、各県の事情も踏まえつつ設立に向けて取り組むよう要請するとともに、県民会議と教育者会議の連携と課題について協議を行った。これを受け、未設置県だった2県(山梨県、岡山県)で新たに設立され、設置県は39都道府県となった。 [業務実績報告書67～68頁参照]	A	A	A	
		設立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか。	同上				各県の教育者会議で開催された研修会等のほか、資料集等の作成、作文コンクールなど教育者会議と県民会議が協力して実施する特別事業及び「北方領土教育実践推進指定校」制度に対して活動支援を行った。 このほか、各県の教育者会議の実践事例等活動状況を他県へ提供した他、資料・資料の供与等を積極的に行ったことにより、授業構成案、教材等が整備され、北方領土問題を授業で取り上げる環境が格段に整った。また、他県の教育者会議の活動状況等を共有できるようにしたことにより、北方領土教育の効果的、効率的な充実・強化を図る上で有益であった。 [業務実績報告書67～77頁参照]	A	A		
	また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。	教育者会議全国会議の開催	実施	—	—	未実施	各県に設立された教育者会議間の連携を図るとともに、今後の取組について協議し、更なる効果的、効率的な発展を目的として「教育者会議全国会議」を計画し、予定通り開催した。 [業務実績報告書78頁参照]	A	A	A	
		会議開催の効果	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				各県の教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、北方領土実践教育のための情報を共有することができ、アンケートでも「都道府県間の情報交換ができ、課題と対応が明確化され、今後の進め方の参考になり答えが導ける構成だった」との意見をいただき、効果的な事業内容であった。 [業務実績報告書78頁参照]	A	A		
	参加者へのアンケート結果 (有意義だったとの回答割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	96.0%(50名) ()内は、有効回答数	A	A			

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。	③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資材の作成等を行う。	パンフレット等の啓発用資料、資材の提供方法・内容は工夫されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				啓発パンフレット・文具等を作成し、全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。 特に、北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から、最優秀賞を受賞した標語を啓発用資料・資材で使用し、多くの国民の目に触れることができるよう効果的な啓発・広報媒体として各種啓発事業において活用している。 〔業務実績報告書84頁参照〕	A	A	A	
	また、インターネットを活用し、積極的な情報発信に努め、協会ホームページにおいて、実施した事業の実績などのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、引き続き教育者及び青少年向けに役に立つ情報の発信など、同ホームページの一層の充実	協会ホームページの更新	月1回以上	—	—	月1回未満	北方領土に関する「情報発信の拠点となるホームページ」となることを目指し、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努めると共に、根室半島の突端にある北方館からは、北方領土返還運動原点の地である根室市での返還運動の取組み等を、毎月、メッセージ形式で情報発信している。 〔業務実績報告書84頁参照〕	A	A	A	
	協会ホームページの充実状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	ホームページのリニューアルを行い、閲覧者にとって見やすく使いやすいデザインとしたうえで、画面の文字を拡大できる機能を導入するなど、高齢者等にも配慮した。更に、新たに動画コンテンツを配信するページを開設し、北方領土問題の広報・啓発に関する動画の配信を行っている。 さらに、協会が発行しているパンフレットなどの啓発資料をリスト化しており、適宜最新のものに更新して、より多くの方が容易に入手できるように努めている。 〔業務実績報告書84頁参照〕				A	A			
	教育者及び青少年向けの自主学習等に役立つ情報の発信状況	同上	協会ホームページのリニューアルに合わせ、青少年向けページも見やすく使いやすいデザインにリニューアルをした。また、動画コンテンツで、青少年向けに北方領土問題を開設した啓発動画を作成・公開し、青少年向けのコンテンツの拡充を図った。 さらに教育者向けに作成した北方領土学習教材集も、ホームページに掲載しており、教育者向けコンテンツの拡充も図った。 〔業務実績報告書84頁参照〕				A	A			

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(2) 北方四島との交流事業											
① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。	(2) 北方四島との交流事業 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、関係当局と調整の上、アンケートによる意見の聴取に努める。 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、交流事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得たか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			平成24年度からの後継船舶「えとぴりか」の就航に合わせ、四島交流事業の参加者に対し一部経費の負担を求めるとし、関係団体等と調整を進めた結果、平成24年度より実施することとした。	A	A	A		
		交流事業の目的に沿った実施状況	同上	[協会主催] 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 [道推進委員会主催] 一般訪問3回、後継者1回、青少年1回の計5回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 (効果) 北方四島交流事業においては、昨年度に引き続き住民交流会(文化交流と意見交換を併せて行う)を各訪問で実施した。住民交流会の実施に当たっては、事業参加者には北方領土問題の経緯、日本の主張等についての事前研修会を実施した。 北方四島在住ロシア人との交流を行い相互理解を深めた参加者は、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元へ広めるため、県民大会等の場において報告を行うなど、返還運動の活性化に大きく寄与した。 なお、道推進委員会の訪問では、元島民が多く参加し、本交流事業の目的に合致した心の通った効果的な交流を行うことができた。 [業務実績報告書85～89頁参照]	A	A					
		訪問・受入事業参加者からの意見募集実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	全ての訪問事業でアンケートを実施し参加者からの意見を収集できるようにしており、その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考としている。 なお、受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケートを実施しており、ほぼすべての団員から事業に対して満足しており、今後ともびざなし交流の継続を望んでいるとの回答を得ているが、結果については、内容の分析を行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。 [業務実績報告書85～89頁参照]	A	A					

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		訪問事業参加者から聴取した意見の把握状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				訪問事業におけるアンケートでは、概ね満足しているという意見をいただいているが、個別プログラムに対する意見や自由記述欄を設けて、要望事項を把握している。それらの内容については、適宜検討を進め、次年度以降の事業の更なる充実のための参考として有効活用している。 [業務実績報告書85～89頁参照]	A	A		
		訪問事業参加者から聴取した意見の反映状況	同上				参加者からは、交流事業をまとめた映像があればイメージしやすい、訪問先の地図が欲しいといった意見があったので、次年度以降にビデオの放映や地図の作成・配布を実施するよう検討を進めている。	A	A		
② 専門家交流 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	② 専門家の派遣 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。 また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。	専門家派遣の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[教育専門家派遣] 専門家の派遣事業として、教育専門家(中学校社会科教諭)を青少年訪問事業と合同で、協会(参加者:青森以南対象)主催、道推進委員会(参加者:北海道内対象)主催で各1回計画し、予定どおり実施した。 教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、国後島の教育関係者との意見交換、青少年同士の交流など学校全体と訪問団の交流を実施することができた。これらの活動を通じて、島の教育環境や北方領土問題の取り扱いの違いなどを知ることにより、教師及び青少年が北方領土問題に対して一層の理解と関心を深めるとともに、問題解決に向けた環境作りを図ることが出来た。 [日本語講師派遣] 日本語講師の派遣を3回計画し、予定通り実施した。 テキスト選定、カリキュラムの作成にあたり、これまでのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にするよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。その結果、日本語に興味を持ったり、もっと勉強して日本人を理解したい、など良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮していることが明確となった。 [業務実績報告書90～92頁参照]	A	A	A	
		教育専門家から提出を受けた報告書の把握状況	同上				教育専門家の訪問事業への参加者から提出された報告書では、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から、交流の目的に即した事業の方向性に関し提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		日本語講師派遣のカリキュラムの見直し、改善状況	同上				昨年度に設置した日本語教育教材検討会を本年度も引き続き開催し、四島側の特殊性を考慮した授業を円滑に実施できるよう、交流事業の場面でのシチュエーションや自主学習が可能な構成としたオリジナルテキストを作成し、本年度事業から使用を開始した。 [業務実績報告書90頁参照]	A	A		
		日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。	開催	—	—	未開催	23年度に派遣した日本語講師からは、予定通り事業の報告書の提出を受け、派遣講師を招集した報告会を開催した。 [業務実績報告書93頁参照]	A	A		
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				報告書には、23年度の実施結果、次年度以降の事業をより効果的、効率的に実施するための提案等が記載されており、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。	A	A		
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告会であったか。	同上				報告会では、報告書に記載された内容を基に、より詳細な授業や受講者の様子、事業実施に当たっての注意点などが報告され、意見交換ではそれぞれの島での事業の状態を総括的に把握できたことで、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。	A	A		
	③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、特に柱となる対話集会等事業の在り方について実施関係団体等による協議を行う。	協議は予定通り実施されたか。	実施	—	—	未実施	前年度に引き続き、24年度事業の効果的・効率的な遂行を図るため、その在り方等を検討するための協議を四島交流事業実施団体関係者出席の下、連絡会議を予定通り実施するとともに、23年度より自由訪問や募参の実施団体関係者も含めた「北方四島交流等事業に係る実施団体連絡協議会」を実施した。 [業務実績報告書93～94頁参照]	A	A	A	
		次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				23年度の実施結果を各団体が共有し、次年度以降も住民交流会がより有意義な実施内容となるべく協議、調整等を行い、実施団体と関係省庁とで今後も統一して作業を進めていくこと等について合意するなど、四島交流の円滑で効果的な推進に向けて日本側関係者の意思統一に大変有効であった。また、23年度より設置された「北方四島交流等事業に係る実施団体連絡協議会」では、北方四島交流事業以外の自由訪問や募参事業に関しても情報共有が図られ、団体間の連携のプロセスが簡易になり、四島の住民との交流をより意義のあるものにするための取り組みを進める上で非常に有益であった。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成24年度を目途として長期備船に係る本契約を締結する。	(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)及び北方四島交流事業等関係府省等推進協議会の方針に基づき、平成24年度供用に向けて後継船舶の調達に関する業務を進め、今年度においては、落札した事業者及び造船会社において、基本設計に基づく詳細設計など建造工事の起工に向けての各種準備及びそれらに基づく建造作業が実施されることになるので、これら一連の準備及び建造作業が計画とおり実施されているかを「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」の意見等を踏まえ、必要に応じ事業者に対する適切な指導を行う。 また、船名の公表をはじめとして、建造作業の進捗に伴う事務を適切に実施する。	後継船舶の確保に向けた業務の進捗状況	同上				A	A	A		
		船名の公表内容	同上				A	A			
(3) 北方領土問題等に関する調査研究											
北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。 その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。 なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。	(4) 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。 また、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する。	選定テーマに基づく有識者のレポートの公表状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				A	A	A		
						今年度は、ロシア政府のクリル社会経済発展プログラムにより急激に変化を遂げようとしている北方領土の近時の状況を把握するため、数次にわたり北方領土を訪問した学識者に四島の経年的な変化を分析する研究レポートの作成を依頼し、当協会のホームページ上で情報の提供を行った。 また、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集に努め、北方領土に関するトピックスとして協会ホームページに掲載し、広く情報を提供するとともに、各種事業や会議等で活用してもらうことで返還運動の推進に役立てている。 更に、23年度においては、北方領土学習教材集の作成に資するため、その基礎となる北方領土教育の実態や学習教材集へのニーズを把握するためのアンケート調査を、全国の教育関係者を対象に実施し、その結果分析を行い、協会ホームページ上で公開し、情報の提供を行った。 [業務実績報告書96～97頁参照]					

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		実施した事業について、事後の実施効果等の検証状況とそれに基づく見直しの状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				調査研究で作成したレポートについて、返還運動関係者に対してアンケート調査を実施し、有意義であったとの回答を88%の方から回答を得ており、返還運動の参考として有効活用されている。 更に、今後の調査研究事業をより必要性が高く、有効性の高いものとするため、同アンケートでは次年度に取り組んでほしい調査研究について意見を聞いており、次年度以降の事業内容を決定する際の参考とした。 [業務実績報告書96～97頁参照]	A	A		
(4)元島民等の援護											
① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (7) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。	(5)元島民等に対する必要な援護等に関する事項 ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (7) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。	「北方地域元居住者研修・交流会」の開催	計画どおり	—	—	計画を下回る	元島民は、返還運動において重要な役割を果たしており、返還運動の推進のためにも、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認することが重要であり、そのための研修・交流会の開催を2回計画し、予定通り開催した。 [業務実績報告書98頁参照]	A	A	A	
		研修・交流会の開催により望ましい効果を得られたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				この研修・交流会を通じて元島民同士の繋がりが深まるとともに、返還運動に果たす自らの役割を再確認したことは、今後の返還運動の推進に当たり、効果的なものであった。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する適切な支援の内容	同上				<p>○署名活動への支援 署名活動の支援によって収集された署名については、請願法に基づき、国会に対する「北方領土返還促進に関する請願」の際に提出し、北方領土返還運動の声を国会に届けるのに効果的であり、適切な支援を行った。 〔支援内容〕 ・さっぽろ雪まつり会場での署名活動への支援 ・全国で収集された署名の編集・管理業務 ・署名簿の製本をするための支援 ・署名用紙の印刷 (参考) 平成23年度における署名収集数 950,423人</p> <p>○返還運動への支援 北方領土への関心や理解を広めるため、千島連盟各支部が実施した、一般市民、町民を対象とした「みんなで学ぶ北方領土」(函館)、「北方領土を学ぶ町民の集い」(羅臼町)、「北方領土語り部会」(中標津)、「北方領土返還街頭啓発」(別海町)、「北方領土かるた作成」(根室市)等の研修会、啓発活動等の事業、述べ29事業に対して支援した。 〔業務実績報告書98～99頁参照〕</p>	A	A		
(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	(イ) 元島民等により構成される団体がこれまで収集保存してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報発信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対し支援を行う。	「北方領土関連資料情報発信事業」に対する適切な支援の内容	同上				<p>元島民等で構成される千島連盟がこれまで収集してきた元島民等の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解を深める機会の提供を行うため、資料のデジタル化・情報発信を行う「北方領土関連資料情報発信事業」に対して適切な支援を行った。 なお、23年度は、本事業の最終年度であり、資料や写真の収集整理をするとともに、広く関連資料や図書を収集し保存整備した。また、収集した資料等を千島連盟ホームページに掲載するとともに、写真を収録したDVDを作成し関係機関に配布した。更にパネルを作成し、各地で展示を行った。 〔業務実績報告書99頁参照〕</p>	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が 行う北方四島へのいわゆる自由訪 問を支援するとともに、訪問する元 島民等に対し事前研修を実施す る。	② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が 行う北方四島へのいわゆる自由訪 問を支援するとともに、訪問する元 島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報 告書を提出させる。	自由訪問の実施状況	同上				年間7回の訪問を計画し、すべて計 画通り実施した。 [業務実績報告書99～100頁参照]	A	A	A	
		今後の事業に資する報告書 の提出を受けたか。	同上				報告書には、実施概況、訪問団の手 記、団員名簿、訪問地の地図等を記し ており、訪問時の記録がまとめられて いる。 報告書を作成・配付することにより、 高齢のため参加できなかった方々に 故郷の状況を伝えることができると ともに、訪問参加者にとっては、貴重な 思い出の記録集となっている。なお、 本報告書は千島連盟の各支部に配付 し、多くの元島民が閲覧できるように している。 また、訪問者の希望等も記されてお り、今後の事業実施の参考に供するも のとなっている。 [業務実績報告書99～100頁参照]	A	A		
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業											
「北方地域旧漁業権者等に対する 特別措置に関する法律」(昭和三十 六年法律第百六十二号)の趣旨を 踏まえつつ、北方地域旧漁業権者 等に対する融資事業を効果的・効 率的に実施できるよう、以下のよう に努める。 ① 融資制度の周知 融資の内容及び手続き等並びに平 成20年4月1日より一部変更とな る元居住者の要件及び新たに導入 された死後承継制度の周知を図る ため、対象者が多く居住する地区で 融資説明・相談会を開催するととも に、機関紙等を活用した広報を実施 する。	(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業 ① 貸付限度額等の一部見直し 融資事業の一層の効果的な実施を図るた め、平成23年4月1日より、以下の見直しを 行う。 (ア) 住宅改良資金、住宅新築資金及び土地 取得資金を統合し、住宅資金とする。 (イ) 漁業設備資金、農林設備資金及び住宅 資金について限度額を引き上げる。 (ウ) 住宅資金の所要額に占める貸付可能割 合の上限を引き上げる。 (エ) 融資資格の承継要件のひとつである承 継者及び被承継者間の生計維持関係の認 定基準を緩和する。	「独立行政法人の事務・事業 の見直しの基本方針」(平成 22年12月7日閣議決定)に基 づき、業務の効率化を図って いるか。	法人から説明等を受け、分科会委員の 協議により判定する。	平成22年3月から個人信用情報シス テムの利用を開始しており、23年度に おいては利用対象資金79件の申し込 み中4件について多重債務状態にある ことが判明するなどの効果があった。 なお、今後も同システムを活用し、将 来の債権回収コストの抑制に努めるこ ととしている。				A	A	A	
		融資制度の見直しの実施状 況	法人から説明等を受け、分科会委員の 協議により判定する。	融資事業の一層の効果的な実施を 図るため、平成23年4月1日より、以下 の見直しを行った。 ・住宅改良資金、住宅新築資金及び 土地取得資金を統合し、住宅資金とし た。 ・漁業設備資金の限度額を3000万円 から6000万円に引き上げた。 ・農業設備資金の限度額を1800万円 から3500万円に引き上げた。 ・統合した住宅資金の限度額を3000万 円に引き上げた上で、所要額に占める 貸付可能割合を8割から9割に引き上 げた。 ・融資資格承継の生計維持要件認定 基準を改定し、従来対象としていた同 居、扶養、金銭援助に加え、元居住者 等が有する債務の連帯保証人等であ る場合や、介助等を行っている場合も 対象とした。また、これまでは生計維 持関係を明らかに確認できるものの提 出が必須だったが、困難な場合には、 それに代わる所定様式の提出により 承継を可能とした。 [業務実績報告書100～101頁参照]	A	A	A				

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	<p>② 融資制度の周知</p> <p>融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。</p> <p>・平成23年4月1日から実施する貸付限度額等の見直し内容をはじめとする融資内容及び手続の方法について</p> <p>・生前承継及び同制度を補完する死後承継について</p> <p>また、承継手続ができる可能性の高い世帯に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続きを促す。</p>	<p>説明・相談会は予定通り実施されたか。</p>	計画どおり	—	—	計画を下回る	<p>融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について個別対応をする融資相談会を、当初予定していた対象者が多く居住する10地区に、開催要請のあった2地区を加えた12地区で13回開催(昨年実績12回開催)した。 [業務実績報告書101頁参照]</p>	A	A	A	
		<p>説明・相談会には昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。</p>	法人から説明を受け、分科会院にの協議により判定する。				<p>・参加者数 512名(昨年509名)</p> <p>・相談件数 127件(昨年108件)</p> <p>[業務実績報告書101頁参照]</p>	A	A		
		<p>融資制度の変更事項の周知徹底状況</p>	計画どおり	—	—	計画を下回る	<p>内閣府北方対策本部、千島連盟等の関係機関との連携を密にし、法対象者に対して、改正内容や融資制度について、ホームページへの情報の掲載などに加え、以下のとおり周知を図った。</p> <p>・パンフレットを法対象者に送付(6,084名、6月22日)</p> <p>・死後承継ができる可能性が高い二世世帯に対するダイレクトメールの発送(808世帯、10月5日)</p> <p>・協会広報誌「北対協札幌だより」の送付(6,067名、1月6日)等</p> <p>また、融資説明・相談会、関係機関実担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。 [業務実績報告書102頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。	③ 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るために、以下の会議を予定通り開催した。 「漁業協同組合担当者会議(漁協担当者会議)」では、漁協組合員の法対象者が生前・死後承継について相談するケースが多いことから、この手続きについて特に丁寧に説明し、理解を深めた。 [漁業協同組合担当者会議] [開催月日] 平成23年4月22日 [出席者] 根室管内等漁業協同組合等 19名 [協議事項] ・業務方法書の一部改正について ・借入資格の承継手続きについて ・地震の被害状況について 等 [関係機関実務担当者会議] [開催月日] 平成23年4月22日 [出席者] 転貸組合、委託金融機関、関係市町村(根室市等)、内閣府、水産庁、北海道、千島連盟等 34名 [協議事項] ・平成22年度貸付業務経過報告 ・平成23年度貸付計画について ・業務方法書の一部変更について ・借入資格の承継について 等 [業務実績報告書102～103頁参照]	A	A	A	
		関係金融機関との連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	A	A		関係金融機関との定例的な会議のほかに、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情報を提供するとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るため、次のとおり制度利用の活性・円滑化に努めた。 ・平成23年10月 根室管内漁協及び委託金融機関との業務打合せ ・平成24年1月 根室管内漁協業務打合せ [業務実績報告書102頁参照]				

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>③リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> <p>また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。 ・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。 ・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。 	<p>④ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、昨年度から導入した個人情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。</p> <p>(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の21年度末平均比率3.00%以下に抑制する。</p> <p>(イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。</p> <p>(エ) 住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ審査を行っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っている。 生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる世帯の可処分所得を重点に審査を行っている。 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っている。 収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。	A	A	A	
		信用リスクの管理が的確に行われているか。	同上				信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、23年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を18件、実態調査を43件実施し、管理・回収に努めた。 1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。 [業務実績報告書103～105頁参照]	A	A		
		時効で消滅した債権はないか。	無	—	—	有	時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はない。	A	A		
		破綻先債権の管理は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を密にし適切に対処している。また、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努めている。 [業務実績報告書103～105頁参照]	A	A		
		左記項目(ア)についてリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)が全国預金取扱金融機関21年度末平均比率3.00%以下に抑制されているか(経済全般の状況も勘案して評価する。)	達成	—	—	未達成	23年度末のリスク管理債権比率は1.92%で、計画の3.00%以下を達成した。 (リスク管理債権比率の推移) (H19) (H20) (H21) (H22) (H23) 2.10% 2.65% 1.95% 2.04% 1.92% (参考) 他金融機関のリスク管理債権比率 ・都市銀行 2.00% ・地方銀行 3.12% ※平成23年9月末時点(出所:金融庁HP)	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		近年のリスク管理債権比率の推移を踏まえた抑制に向けた対策が適切にとられているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				経済状況が悪化している中、リスク管理債権の抑制に向けた対策として、電話督促、文書督促、実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努め、破綻先債権、延滞債権及び貸出条件緩和債権の各債権額は昨年度末と比して減少しており、リスク管理債権総額、比率とも昨年度末水準を下回った。 また、リスク管理債権額の抑制に向けた取り組みとして、引き続き初期延滞者に対する督促を重点的に行なうとともに、一層の縮減を図るため、新規貸付の際には、個人信用情報システムを活用し、多重債務者の把握に努めている。	A	A		
		左記項目(イ)について更生・生活資金のリスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	23年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額は14,891千円であり、前中期計画期間中の平均残高36,657千円の45.1%まで縮減した。(計画は32,991千円) [業務実績報告書103～105頁参照]	A	A		
		左記項目(ウ)について連帯債務契約の締結が達成目標通りの水準になるなど、修学資金の債権保全の強化がなされたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				修学資金について、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る100%の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化がなされた。 [業務実績報告書103～105頁参照]	A	A		
		左記項目(エ)について住宅改良資金のリスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金の23年度末のリスク管理債権額は28,310千円であり、前中期計画期間中の平均残高56,965千円の49.7%まで縮減した。(計画は51,268千円) [業務実績報告書103～105頁参照]	A	A		
		個人情報の適切な管理の取組状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				管理グループに1名、融資グループに2名の個人情報取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理に努めている。 [業務実績報告書103頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	⑤ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	融資業務研修会開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、理解の進捗と意見交換を目的として下記研修会を開催した。 〔支部長・推進員融資業務研修会〕 〔開催月日〕平成23年5月24日 〔出席者〕 連盟本部、支部等 44名 〔協議事項〕 ・平成22年度貸付業務経過報告 ・平成23年度貸付計画について ・業務方法書の一部改正について ・借入資格の承継について 等 〔業務実績報告書105頁参照〕	A	A	A	
		研修会開催による参加者の理解度	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				業務方法書の改正内容と借入資格の承継手続きについて重点的に説明した。活発な質疑応答により参加者の理解は深まった。 〔業務実績報告書105頁参照〕	A	A		
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画											
別紙	別紙	予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				別紙	A	A	A	
		一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				〔一般管理費比率〕 ・北対協 20.8% ・一般業務勘定 14.9% ・貸付業務勘定 51.1% 〔人件費比率〕 ・北対協 18.8% ・一般業務勘定 14.9% ・貸付業務勘定 38.7% 〔交流等支援内訳〕 ・北方四島交流関係 45,016千円 ・援護事業関係 118,379千円	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
							[旅費交通費] (一般業務勘定/業務経費) ・四島交流関係旅費 29,993千円 ・現地研修会旅費 19,491千円 ・業務打合せ旅費 2,932千円 ・大会・研修会講師等派遣旅費 2,539千円 ・推進委員全国会議旅費 2,373千円 ・スピーチコンテスト旅費 2,260千円 ・県民会議代表者全国会議旅費 1,948千円 ・援護関係旅費 1,355千円 ・教育者会議関係旅費 1,214千円 ・北方少年交流旅費 1,061千円 ・キャンペーン旅費 855千円 ・ブロック会議等旅費 648千円 ・青少年育成関係旅費 393千円 ・その他(ポスター・標語審査旅費等) 1,833千円 (貸付業務勘定/業務旅費) ・関係機関担当者会議及び融資説明 等旅費 4,004千円				
		流動資産の管理・運用について、資金運用計画等は策定されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				予算執行計画(一般業務勘定)、資金繰り予定表(貸付業務勘定)を作成している。余裕金の運用にあたっては通則法第47条に規定されている金融機関への預け入れのほか、貸付業務勘定においては貸付金原資として運用している。	A	A		
		流動資産の管理・運用について、適切に資金は管理されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				管理面では契約担当役と出納命令役、出納命令役と出納役の兼職を禁止することにより内部統制を図っている。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
4. 短期借入金の限度額											
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				-	-	-		
		短期借入金の金額は適正か。	該当なし	同上				-	-		
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	同上			実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金(無担保扱い)をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。 [業務実績報告書112頁参照]	A	A	A		
		短期借入金の金額は適正か。	同上			資金計画では13.9億円の借り入れを予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった6.4億円を借り入れた。 [業務実績報告書112頁参照]	A	A			
5. 重要な財産の処分等に関する計画											
低利な資金調達が可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達が可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先の選定は妥当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			【差入れ先】 基金資産10億円については、北洋銀行4億円、北海道信漁連2.5億円、信金中央金庫1.5億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円と、それぞれ担保に供しており、低利な資金調達が可能としている。 何れの金融機関も融資取引があり、借入金との相殺が可能であることから適当であると考えている。 [業務実績報告書112頁参照]	A	A	A		
		担保の提供方法は妥当か。	同上			担保差入額を超える借入をしていることから根担保(根質)としている。 [業務実績報告書112頁参照]	A	A			
		低利な資金調達が可能となっているか。	同上			担保差入相当額の範囲の長期借入金(有担保扱い)については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用されている。	A	A			
6. 剰余金の使途											
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			該当なし [業務実績報告書112頁参照]	-	-	-		

中期計画の各項目	評価項目 (23年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項											
(1) 施設及び設備に関する計画											
下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	北方領土啓発施設の整備状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			協会の有する啓発施設のうち「北方館」(昭和55年建設)と「別海北方展望塔」(昭和57年建設)について、老朽化対策やバリアフリー推進、施設の充実のため、改修工事を実施した。 《北方館》 ・屋上の防水工事 ・研修室の拡充等 《別海北方展望塔》 ・エレベーター設置工事 ・周辺フェンス整備等 [業務実績報告書112頁参照]	A	A	A		
(2) 人事に関する計画											
① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 18人 2) 期末の常勤職員数 17人 (参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】990百万円(非常勤役員報酬を除く)	職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。	職員の適性に応じた人員配置	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラット)の組織を目指し、組織の見直し、両勤定間の連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための検討を行った結果、平成17年4月に組織規程の改正を行い課制(事務局総務課を除く)を廃止し、スタッフ制を採用しており、職員の適性を見極めながら、人員配置を行うよう努めている。 [業務実績報告書113頁参照]	A	A	A	今後、職員の定員増を伴わない限りにおいて、ロシア語に堪能な職員の採用等を考慮されたい。	
		職員の各種研修会への派遣	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすことによって、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。 [業務実績報告書113～116頁参照]	A	A			